

団体との意見交換会結果の概要について

1 目的

本事業は、「第4期宇都宮市障がい福祉サービス計画」の策定にあたり、障がい福祉サービスの安定的な供給や提供体制の確保を図るための施策を検討する上での基礎資料を得ることを目的に意見交換会を実施した。

2 実施期間

平成26年6月26日（木）～平成26年7月14日（月）

3 意見交換を実施した団体

	団体名	団体の構成員など
A	宇都宮市精神保健福祉会	精神障がい者のある人の家族
B	(社福)宇都宮市障害者福祉会連合会	肢体不自由・視覚・聴覚・音声機能等に障がいのある者、肢体不自由児・者の父母など
C	栃木県難病団体連絡協議会	難病患者
D	NPO法人 宇都宮市知的障がい者育成会	知的障がいのある人の家族 地域活動支援センターの運営事業者
E	栃木県障害施設・事業協会	障がい福祉サービス提供事業者
F	NPO法人 障害者福祉推進ネットちえのわ	肢体不自由、知的障がい、発達障がいなどのある子の親、学識経験者、医者など

4 主な意見

(1) 障がい福祉サービス等について

ア 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護など）

- ・ 朝夕に利用が集中するためにヘルパーが集まらない。(E)
- ・ 医療的ケアが必要な人への看護師の確保も必要。(E)
- ・ 難病の方は、障がい福祉サービスを利用できることを知らない方が多く、サービスを利用することを諦めている場合が多いと思う。(C)

イ 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所など）

- ・ 短期入所を利用したいという声は非常に多いが、必要なときに利用できないため、実際に利用している人は少ない。(E・F)
- ・ 医療的ケアに対応してくれる事業所が少ない。人工呼吸器を利用していると、事業所によっては預かる人数に制限がでてしまう。(B・C・D・E)

ウ 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援など）

- ・ 入所施設などを退所した後に、自立訓練などの障がい福祉サービスを利用できるような流れを周知してもらえるとよい。（A・B・D・F）
- ・ 入所施設の質の確保が必要。相部屋であることが多く、個室化にも対応してほしい。（E）
- ・ グループホームの整備については、規制（消防法、労基法）が厳しくなっている。夜勤職員を確保しなくてはならないが、報酬が下がっているなかで配置が難しい。（E）
- ・ 日中に通所する施設から近いグループホームがあれば、「親なき後」も慣れた通所施設に通いながらグループホームで生活することができる。（D・E）

エ 外出支援サービス（移動支援、同行援護など）

- ・ 移動支援は、入所施設利用者にも対象を広げてほしい。とくに土・日などの余暇支援として職員が同行できない場合は、需要が大きい。（E）
- ・ 通学、通勤、学校行事などにおいて移動支援の利用を認めてほしい。（B・D・E）
- ・ ほとんどの事業所が1か月前の計画どおりでないに対応してくれない。緊急時に対応してくれる事業所が不足している。（F）

（2）就労について

- ・ 就労の前に、社会とのつながりを持たせる体験の機会を充実させる取り組みが必要。（A・D）
- ・ 病院などから退院した後に、すぐに事業所において就労継続支援A型・B型などのサービスを利用することは難しいので、退院してから就労までの期間をつなぐ中間施設があるとよい。（A）
- ・ 就職できても、人間関係のトラブルや個人的な都合などで離職してしまうケースが多いので、就職後の状況を把握し、ケアできることはしてほしい。（B・D・F）
- ・ 雇用する側が障がいや難病について理解していないことが問題。また、障がいや難病のある方が、この仕事であればできるというのを把握すべき。（A・B・C・D・F）
- ・ 就労継続支援A型事業所が増え、就労移行支援事業所は定員を満たしていないところが多い。また、就労継続支援A型事業所は急に増えたため、全体の質が下がってきている。（E）
- ・ 障がい者雇用の成功事例を行政が企業に紹介していくべき。特別支援学校が就労に実績を上げているので、その事例などを紹介したらどうか。（D・E・F）
- ・ ハローワークや職業センターは、限られた利用しかなく、また、離職者が多いので、行政のフォローが必要。（C・D・E）
- ・ 上司や同僚など、周りが障がいへの理解を示してくれば働くことができる。さらに、過ごしやすい環境と声かけなどのサポートが得られれば、より働きやすくなる。（A・B・C・D・E・F）

（3）相談支援について

- ・ どこに何を相談すればよいのか分からない。「基幹相談支援センター」の設置の検討に合わせて、一元化した窓口を明確化してほしい。（A・B・C・D・E・F）
- ・ 指定特定相談支援事業所と指定一般相談支援事業所について、どのように役割分担していくのか、市が委託している7つの相談支援事業所と差を付けないのか。両方の指定を受けている

ところは、現在はサービス等利用計画の作成に追われており、本来の相談業務にも支障を来している。(E)

- ・ 医療的ケアの必要な人が、退院して在宅生活をする際の計画を立てられる人材がいない。(E)
- ・ 実際に相談を受けたときに、自分の専門外のことは担当の部署につなげるなど、関係機関のネットワークをしっかりと形成してほしい。(A・F)

(4) 地域生活への移行について

- ・ グループホームの利用者が高齢化に伴い、グループホームを出されて老人ホームへ入れられるケースがある。地域から施設への流れも考えないと、高齢になった場合、在宅生活ができなくなる。(E)
- ・ 住み慣れた地域で生活できるGHがほしい。(D・E・F)
- ・ グループホームは消防法や労働基準法などの規制により、資金面や人材確保において設置が難しくなっているが、今後充実を図るには、宇都宮市が独自にできる施策を十分に検討してほしい。(E)
- ・ 障がい者に対しては近所でも理解は難しい。地域の理解を促進するため、福祉教育（特に学校）の充実が必要。学校での理解については、身体的なものはやりやすいが、知的・精神を理解するための取り組みも必要である。(A・D・F)

(5) その他

- ・ 施設利用者の家族の高齢化が進んでおり、「親なき後」を考えて福祉サービスを積極的に利用するよう働きかけているが、サービス内容の理解や手続きを面倒に感じるようで、一向に進まない。(E・F)
- ・ 医療の進歩に合わせ、重度の障がい者に対する支援の充実が必要。(B・D・E)
- ・ どのような事業所があるか分からないので、具体的な利用の事例や事業所の雰囲気を客観的に記載したパンフレットのようなものがあるとよい。(A・F)
- ・ 障がい福祉サービスを利用すると費用がすごくかかってしまうのではないかという懸念をもたれる方が多い。内容や費用などが理解してもらえるようにパンフレットがあるといい。(A・B・C・D・E・F)
- ・ 成年後見人制度の詳しい説明をしてほしい。(B・D・E)